

## 2021年度政策・制度要求

### 1. 社会保障の持続性確保と機能強化

#### (1) 「人間の安全保障」が完備された社会の実現

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会を作ること。

#### (2) 関係者の合意を重視した機能強化のための改革

社会保障の機能強化のために、関係者とりわけ被保険者・受給者の意見反映と合意を重視して改革を進めること。

### 2. 社会保障教育の推進

「社会保障教育推進に関する検討会」報告をもとに、厚生労働省と文部科学省が連携して正確な理念・内容・課題の理解と生徒の当事者意識を引き出す、社会保障理解を進める教育を体系的に推進すること。

### 3. 雇用改善・子ども子育て支援

#### (1) 社会保障の基盤である良質な雇用の安定・拡大をはかるとともに、公正労働条件を確保すること。

- ①多様な雇用・就業形態を貫く均等待遇原則、長時間労働是正を実現するため、法令を整備し効果的に執行すること。
- ②偽装請負契約・ギグ労働、フリーランス等の「雇用類似の働き方」の実態を調査し、全ての就労者を保護する法制を整備すること。
- ③希望する高齢者が働きやすい就労環境を整えること。
- ④安心して働き続けられる労働者保護ルールを堅持・強化するため、過労死ゼロ、ブラック企業根絶のため、法令を整備し効果的に執行すること。
- ⑤あらゆるハラスメントを根絶する法制を整備すること。
- ⑥喫緊の課題である就職氷河期世代の雇用問題を早期に解決すること。
- ⑦低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、速やかに法的措置を講じ、体系的・計画的施策を進めること。

## (2) 子育ての社会化・次世代育成支援策の充実

必要な財源を確保したうえで、子育てを社会化し、経済給付、良質な保育・幼児教育など次世代育成支援策を充実すること。それを支える保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。

## 4. 年金保険制度の維持・改善

### (1) マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合と誠実に協議すること。

また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

### (2) 短時間労働者の被用者年金保険加入拡大

- ①短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。
- ②とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

### (3) 基礎年金保険料拠出期間延長

基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

### (4) 公的年金保険積立金の適正な管理・運用

- ①公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用すること。国内最大級の機関投資家であるGPIFは、運用にあたって厳格に「官製相場」への関与を排除すること。  
運用収益目標（スプレッド）を達成するため経営委員会の機能を高めること。
- ②責任投資の推進  
株式運用投資では、CO2増加により続発する異常気象災害防止の視点からも「責任投資」の署名団体としてさらにこれを推進すること。

## 5. 地域包括ケアネットワークの確立

### (1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、推進すること。

### (2) 健康増進・予防施策の充実

高齢者が健康で快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、嗜好品依存防止を含めて医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

その推進にあたっては、環境整備を軸に、目安・情報の提供による個人の自律的選択を基本とし、受動喫煙防止等の例外を除き基準・要件による賞罰、強制・統制を持ち込まないこと。

### (3) サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。

### (4) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリの人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること、そのための財政基盤を整備すること。

### (5) 地域共生社会に向けた包括的支援

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働」の実施に当たっては、地域間格差を最小限にするとともに、従前施策の財源を圧迫しないよう財源措置をすること。

## 6. 医療制度について

### (1) 公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

### (2) 医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進

は、医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携をめざすこと。

### (3) 新型コロナウイルス対策と公衆衛生

- ① コロナ禍に対処し、かつ今後の感染症に備えるため医療提供体制を整備するとともに、94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。
- ② 医療資源を見直し、直面する事態に対応できるよう体制を整備すること。
- ③ 94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革の再検証結果に基づいて中長期展望をもった必要な充実をはかること。公衆衛生を担う人材育成・確保をはかるとともに、現在過酷な条件下で献身している医療機関とその労働者に対して適切な支援をすること。
- ④ 感染拡大を防ぐため、安全性を確認したワクチンの速やかな接種に尽力すること
- ⑤ 感染症対策を進めるにあたっては強権によることなく、必要な支援を実施することによる市民の理解と協力を基本とすること。

### (4) 生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

高齢期の医療においては患者が自身の尊厳をより保ち得る生活の実現を目的とした援助を重視すること。また、終末期医療においては本人の意思（リビング・ウィル）を尊重する延命措置回避の仕組み、在宅みとりを支える仕組みの整備を急ぐこと。

### (5) 在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充をはかること。

### (6) 高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方再検討

- ① 基本的に医療保険制度における応能負担は保険料算定段階のものとし、診療段階では必要に応じた給付とすること。  
新たに設定された診療段階における「自己負担2割」の対象について今後改定しようとするときは、受給者をはじめ関係者に対する十分な説明と合意を前提とすること。
- ② 高齢者医療自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、上記①との整合性、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問

題があるため、撤回すること。

## 7. 介護保険制度について

### (1) 介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、家族介護支援事業を含め介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2に対するサービスを地域支援事業に移行させないこと。

### (2) 認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の創設

- ①認知症対策基本法・施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。
- ②認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。
- ③認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、事故発生時に家族に過剰な責任を負わせない損害賠償制度を国として整備すること。

### (3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充をはかること。

- ①医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。
- ②在宅生活の限界を高める（看護）小規模多機能型居宅介護などの介護報酬を改善し、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充をはかること。
- ③訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。連携を強化するサービス体系とすること。

#### (4) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ①特別養護老人ホームの整備・拡充をはかるとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善をはかること。多床室の入居者負担を増額しないこと。
- ②低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充をはかること。
- ③貧困ビジネス化が危惧されている不安定で劣悪な居住型施設「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」、「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」「サ高住」等について正確に設置・運営実態を調査し、運営の透明化と利用者むけの事業者選択情報を公表するなど利用者の権利擁護のための施策を実施すること。

#### (5) 介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」のための処遇改善を実施すること。

全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。とりわけ人材が不足している訪問介護従事者対策を急ぐこと。また、介護分野賃金ガイドラインを策定すること。

#### (6) 国交付金の見直し

- ①介護保険に関する国負担分の25%は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。
- ②保険者機能強化推進交付金を要介護認定や保険給付の意図的抑制に結び付けないこと。調整交付金とは別枠財源措置を堅持すること。

#### (7) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者を医療保険加入者全体に拡大すること。

#### (8) 利用者負担を拡大しないこと

- ①基本的に介護保険制度における応能負担は保険料算定段階のものとし、給付段階では必要に応じた給付とすること。
- ②医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担は原則

1割を維持すること。3・2割負担の所得基準は当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。

介護保険の自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提  
起されているが、上記①との整合性、金融資産以外の資産保有者との  
不公平性、正確な資産把握実務の困難性、など本質・実務上多くの問  
題があるため、撤回すること

#### (9) 企画・運営への高齢者団体の参画推進

介護保険の制度検討や事業計画の策定、その執行にあたっては、被  
保険者の代表が参画し決定する体制を確立すること。

### 8. 貧困・低所得者対策について

#### (1) 生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障する  
に足るものとし、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

#### (2) 自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法にもとづき、当事者の権利保障のため自治体  
と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

#### (3) 低所得高齢単身女性要求実現

別途提出する低所得高齢単身女性に関する要求を実現すること。

#### (4) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付積雪・ 寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を 設けること。

### 9. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手  
段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充  
実・整備すること。

#### (1) 国・自治体が一体となった取り組みを進めること

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性の  
ある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。  
このため、交通従事者代表（労働組合）の意見を十分聴くなど、現場

の実態に即した具体策を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

#### (2) バリアフリーへの取り組み

高齢者・障害者などの移動を円滑にするバリアフリー施策を加速すること。

#### (3) 交通事業者に対する安全対策の徹底

貸切りツアーバス等の重大事故により公共交通の重要な使命である安全・安心が揺らいでいる。交通事業者に対する監査体制や指導の強化など安全対策の徹底をはかるとともに、この間の交通分野の規制緩和が安全に与えた影響について検証すること。また、過労運転防止策の確立、法令違反に対する罰則規定の強化など、事故の根絶と安全輸送体制確立にむけた抜本的な方策を構ずること。

#### (4) 運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

### 10. 審議会等への参画推進

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、退職者連合の推薦する者を社会保障審議会等の委員に選任すること。

### 11. 住宅について

#### (1) すまいの保障—住宅困窮者の社会的解消

厚生労働省・国土交通省など関係省庁が緊密に協力して、地域共生社会・地域包括ケアネットワークの軸になる安心して暮らせる居住の場を社会的に整備、充実すること。

- ①新住宅セーフティネット法に基づく、「高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録」の拡大、「バリアフリー化のためなどの登録住宅改修・入居者への経済的支援」、「要配慮者居住支援」について実施状況を分析の上、周知と事業充実をはかること。「家賃・家賃債務保証料助成・改修費補助・等経済的支援」を法定化する



こと。

- ②公営住宅について需要調査にもとづき増設すること。
- ③福祉施設、福祉住宅の設備・運営を、入居者の権利保障・生活の場とするよう改善すること。

## **(2) 過剰住宅・老朽時対策を欠く住宅を生まない住宅政策**

- ①市場主導で進行している「人口動向と整合しない過剰な住宅建設」を生まない都市計画とすること。市民の納得を得ながら、農緑地の虫食的開発、人口減少による空き家・空地の増加など都市のスポンジ化を是正してコンパクトシティ化をはかること。
- ②住宅老朽化時の対策を念頭に置いた建築基準を整備するとともに、既存の高層住宅などの老朽化対策に関する相談・支援態勢を整備すること。

## **12. 税制について**

### **(1) 個人所得税**

- ①所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。
- ②人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。
- ③年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。また給与所得のある年金受給者の控除額の適正化をはかること。
- ④請負名目のギグ労働について、給与所得に準ずる控除を検討すること。

### **(2) 法人税**

- ①国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。
- ②デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止する税制を整備し、公正に課税すること。
- ③法人も東日本大震災復興に責任を持つため、復興特別法人税を復元すること。

### (3) 消費税

- ①将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、不公平税制を是正した所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。
- ②消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

### (4) 国際連帯税

途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる「国際連帯税として金融取引税（F T T）の導入について検討すること。

### (5) 地方税

居住自治体納税の原則を崩す「ふるさと納税」を廃止すること。

### (6) タックス・ヘイブン

タックス・ヘイブンの内実を明らかにするとともに、国際協力のもと課税逃れを許さないルール作りを進めること。

## 13. ジェンダー平等について

- (1) ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法にもとづく「第5次男女共同参画基本計画」の充実を図り着実に実施し、社会制度・慣行の見直しをすること。

- ①ジェンダー平等の視点を学校・社会教育をはじめとする、あらゆる施策に反映すること。
- ②性・ライフスタイルに中立な税・社会保障制度を確立すること。
- ③あらゆる分野、特に政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定過程や、現場における女性の参画は必須であることから早急に対応すること。
- ④家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。
- ⑤女性は非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、待遇改善と正規雇用化への対応をはかること。

(2) 女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准を実現すること。

(3) 国内法を整備し、ILO111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）の早期批准をはかること。

(4) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策を推進すること。

①DVや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのためにILO第190号条約批准を進めること。

②一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」の早期実現をめざすこと。

(5) 低所得高齢単身女性の課題については別紙参照。

#### 14. エネルギー政策について

(1) 温暖化防止・気候変動対策

①引き返せない領域に入りつつあると言われる温暖化防止のため、国際連帯のもと速やかに抜本的な気候変動対策を実施すること。

②温暖化ガスの発生を抑制するために、再生可能エネルギーを軸とする電源開発・送配電システムの整備をはかること。また、産業・市民生活の全領域で・省エネ化とCO2排出削減を進めるため、技術開発を含めた支援施策・情報提供を実施すること。

(2) 原発事故の早期完全処理と、原子力エネルギーに依存しない社会の実現

①汚染水対策を含め福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。

②原子力・化石燃料に代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざすこと。

#### 15. 「食」の安心・安全・安定、持続可能な農業と支える地域の活性化

(1) 安心・安全で安定的な食料を確保（食料安全保障の確立）するため国内の食料自給率の向上と生産基盤である地域農業の活性化をはかること。

- (2) 国際的自由化が進展する中で、輸出入農畜産物の安全基準の明確化と国民に対する透明性を確保すること。
- (3) 種子法の廃止および改正種苗法の施行にあたっては、地域の特性を踏まえた国内の研究開発を引き続き維持するとともに、生産者の自家増殖（作付けする種子を自らが採取し利用すること）の維持および負担の軽減（自家増殖を一定制限することにより、購入するケースが増え負担増が懸念されるため）をはかること。

#### 16. 不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

#### 17. 「悪質クレーム」について

流通やサービス産業、公共サービスなどの分野で頻発している従事者の人権を侵す悪質クレームの実態を把握し、防止するための制度・施策を整備すること。

以 上

## 低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求について

1. 高齢女性の貧困の原因である雇用における賃金・待遇の不平等や役割分業意識の解消をはかること。
2. 低年金者等の生活支援のため、年金生活者支援給付金の確実な支給を行うこと。
3. 平時にも健康で文化的な生活が送れるよう、生活保護制度を理念どおりに機能させること。
4. 「男性稼ぎ主」モデルを前提とした第 3 号被保険者制度や、遺族厚生年金を社会状況の変化に合わせて見直しをはかること。
5. 住宅や病院・福祉施設への入居・入院の際「身元保証人」を求める制度や慣行を見直すこと。
  - (1)公営住宅等の「身元保証人」を廃止に向けて各自治体の条例改正を進めること。
  - (2)「身元保証人」確保が難しい人への排除が起きないように施策を講じること。
  - (3)「身元保証等高齢者サービス事業」に関わる悪質業者による消費者被害を防止すること。
  - (4)安心して身元保証等高齢者サポートサービスを受けられるよう情報提供をすること。
6. コロナ禍で更に深刻化した高齢女性の貧困の解消に取り組むこと。

以 上